

令和6年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	8
一般議案	3
補正予算議案	3
合計	15

令和6年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政・ 変革局
2	北九州市市税条例の一部改正について	
3	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども 家庭局
4	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
5	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
6	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	
7	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	都 市 戦略局
8	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
9	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	上 下 水道局
10	市有地の処分について	産 業 経済局
11	市道路線の認定、変更及び廃止について	都 市 整備局
12	水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について	上 下 水道局
13	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	財政・ 変革局
14	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
15	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	

No 1	<p>北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について</p> <p style="text-align: right;">（財政・変革局税務部税制課）</p>
<p>北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円を控除する。（付則第7条の5の2関係）</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等が市長に必要書類の提出をした場合であっても当該減額措置の適用を受けることができることとする。（付則第9条の3関係）</p> <p>(2) 令和6年度の評価替えに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度分の土地に係る固定資産税について、次に掲げる負担水準の均衡化を促進する等のための措置を講ずる。</p> <p>ア 土地の価格の特例措置（付則第10条の2関係）</p> <p>令和4年度及び令和5年度に引き続き、令和7年度及び令和8年度においても、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が課税上著しく均衡を失すると認める場合について、当該土地に係る価格を修正し、当該修正価格を固定資産税の課税標準とする特例措置を講ずる。</p> <p>イ 宅地等に係る税負担の特例措置（付則第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>	

(続き)

令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について、令和3年度から令和5年度までと同様に、毎年度、負担水準に応じた一定の算式により各年度分の課税標準額を求める措置を講ずる。

ウ 農地に係る税負担の特例措置（付則第13条関係）

令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について、令和3年度から令和5年度までと同様に、毎年度、負担水準に応じた負担調整率を各年度分の課税標準額に乗じて各年度分の課税標準額を求める措置を講ずる。

3 都市計画税

令和6年度の評価替えに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度分の土地に係る都市計画税について、負担水準の均衡化を促進する等のため、固定資産税と同様の措置を講ずる。（付則第18条、付則第19条関係）

4 施行期日

令和6年4月1日

No
2

北九州市市税条例の一部改正について

(財政・変革局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税及び都市計画税の特例割合を定める等のため、関係規定を改めるもの

1 固定資産税

(1) 条例に引用する私立学校法の規定の条項ずれに伴う規定の整備(第44条関係)

現行	改正後
第64条第4項	第152条第5項

(2) 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するバイオマス発電設備に係る課税標準について、特例率を7分の6とする。(付則第9条の2関係)

(3) 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準について、特例率を2分の1とする。(付則第9条の2関係)

(4) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される一定の施設等の課税免除の適用期限を令和8年3月31日まで延長する。(付則第15条の5関係)

(5) 地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等の不均一課税の適用期限を令和11年3月31日まで延長する。(付則第15条の7関係)

(次頁に続く)

(続き)

2 都市計画税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる、一体型滞在快適性向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準について、本市において適用する特例率を2分の1とする。(付則第9条の2関係)

3 市たばこ税

市たばこ税を納付する際に使用する納付書の様式を追加する。(第77条の5、第77条の9関係)

4 施行期日

1 (2)、(3)、(4)及び(5)、2並びに3は、公布の日
1 (1)は、令和7年4月1日

No 3	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
---------	--

北九州市立折尾保育所を移転するため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立折尾保育所の移転（別表第1関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町1番24号	北九州市八幡西区堀川町8番7号

2 施行期日

規則で定める日

No 4	<p>北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: center;">(子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)</p>
---------	--

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等に置く保育士等の数に係る基準を変更するため、関係規定を改めるもの

1 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

保育所に置く保育士の数に係る基準の変更（第48条関係）

区分	現行	改正後
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>20人</u> につき1人以上	おおむね <u>15人</u> につき1人以上
満4歳以上の幼児	おおむね <u>30人</u> につき1人以上	おおむね <u>25人</u> につき1人以上

2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

小規模保育事業所（A型及びB型に限る。）及び事業所内保育事業所に置く保育士又は保育従事者の数に係る基準の変更（第30条、第32条、第45条、第48条関係）

区分	現行	改正後
満3歳以上満4歳未満の児童	おおむね <u>20人</u> につき1人以上	おおむね <u>15人</u> につき1人以上
満4歳以上の児童	おおむね <u>30人</u> につき1人以上	おおむね <u>25人</u> につき1人以上

3 施行期日
公布の日

No
5

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
(子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数に係る基準の変更（第7条関係）

区分	現行	改正後
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人以上	おおむね <u>15人</u> につき1人以上
満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人以上	おおむね <u>25人</u> につき1人以上

- 2 施行期日
公布の日

No
6

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について

(子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数に係る基準の変更（第5条関係）

区分	現行	改正後
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20</u> 人につき1人以上	おおむね <u>15</u> 人につき1人以上
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30</u> 人につき1人以上	おおむね <u>25</u> 人につき1人以上

- 2 施行期日
公布の日

<p style="text-align: center;">No 7</p>	<p style="text-align: center;">北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (都市戦略局計画部都市計画課)</p>
<p style="text-align: center;">北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">1 追加する地区整備計画区域（別表第1、別表第2関係） 金剛地区地区整備計画区域</p> <p style="margin-left: 40px;">2 施行期日 公布の日</p>	

No 8	北九州市火災予防条例の一部改正について <p style="text-align: right;">（消防局予防部指導課）</p>
<p>消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準の変更（第43条、第46条関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">主要構造部を耐火構造とする防火対象物に適用される基準を、特定主要構造部を耐火構造とする防火対象物に適用する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No
9

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(上下水道局広域・海外事業部広域事業課)

本市水道用水供給事業の給水対象を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 水道用水供給事業の経営の規模の改正（第3条関係）

区分	現行	改正後
給水対象	古賀市、新宮町、岡垣町、香春町及び宗像地区事務組合	行橋市、古賀市、新宮町、岡垣町、香春町、 <u>荇田町</u> 及び宗像地区事務組合
1日最大給水量	2万3,000立方メートル	3万8,700立方メートル

2 施行期日
公布の日

No 10	市有地の処分について (産業経済局企業立地支援部企業立地支援課)
<p>小倉南区曾根北町に所在する市有地を工場用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 小倉南区曾根北町2937番21</p> <p>2 土地の面積 20,000.60㎡</p> <p>3 売払い予定金額 6億2,401万8,720円</p>	

No
11

市道路線の認定、変更及び廃止について

(都市整備局道路部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	31路線	2,832m	24,119㎡
変更	1路線	14m	203㎡
廃止	△2路線	△68m	△68㎡

<p>No 12</p>	<p>水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について (上下水道局水道部設計課)</p>
<p>塗料の品質認証に関する塗料製造会社の不適切な行為による水道工事の一時中止等に伴う増加費用について和解するもの</p> <p>1 相手方 兵庫県尼崎市 民間会社</p> <p>2 和解事項</p> <p>(1) 相手方は、本件により、北九州市が令和4年1月から同年3月までの間に一時中止した水道工事契約8件において増加費用として支出した金635万1,124円を負担するものとする。</p> <p>(2) 相手方は、北九州市に対して、前号の金635万1,124円を、以下のとおり分割し、北九州市が発行する納付書により、指定の期日までに支払うものとする。</p> <p>ア 令和6年7月31日 金2,117,041円 イ 令和7年7月31日 金2,117,041円 ウ 令和8年7月31日 金2,117,042円</p> <p>(3) 相手方が前号の支払いを1回でも怠った場合は、直ちに期限の利益を喪失し、相手方は、北九州市に対し、金635万1,124円から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで、遅延日数に応じ、民法の法定利率年3%の割合による遅延損害金を支払うものとする。</p> <p>(4) 北九州市と相手方は、北九州市と相手方との間に、この和解条項に定めるもののほか、本件について、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (5) 北九州市と相手方は、相手方がこの和解条項により金員を支払うことは、相手方が、本件工事停止等に伴う工事業者の損害の賠償責任を認めることを意味するものでないことを相互に確認する。
- (6) 本件に関する紛争に関しては、福岡地方裁判所小倉支部をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

No.	件名	要 旨	
令和6年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	12億6,686万4千円	6,291億4,986万4千円
	特別会計	14億4,982万6千円	4,236億3,992万6千円
	企業会計	0千円	2,836億5,769万円
	合 計	27億1,669万円	1兆3,364億4,748万円
13	令和6年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担) 2 総 額	12億6,686万4千円 123億3,620万円 6,291億4,986万4千円
14	令和6年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	7億2,491万3千円 1,732億4,791万3千円
15	令和6年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	7億2,491万3千円 62億6,591万3千円